

社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 役員・各種委員会委員等の費用弁償に関する規程

制 定 平成 5 年 4 月 1 5 日
最新改正 平成 1 9 年 4 月 1 6 日

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会の会長、役員、評議員及び社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 部会、分科会及び委員会等設置規程第 6 条第 1 項に規定する委員会の構成員（行政関係者を除く。以下同じ。以下「委員」という。）に対する費用弁償に関して、必要な事項を定めるものとする。

(費用弁償)

第 2 条 役員、評議員及び委員が、その職務を遂行するため会議に出席したときは、費用弁償として

- 1 回につき 2,000 円を支給することができる。
- 2 会長が、その職務を遂行するための費用弁償として、月 3,000 円を支給することができる。

(委 任)

第 3 条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。